

# 令和8年度 新潟カーボンニュートラル構想推進・拠点開発推進に係る調査等 業務委託仕様書

## 1 件名

令和8年度 新潟カーボンニュートラル構想推進・拠点開発推進に係る調査等業務委託

## 2 委託の目的

- 本県では、2050年の脱炭素社会実現に向け、令和2年度に「新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会」（以下「協議会」）を立ち上げ、以降、本県の地域特性を踏まえたプロジェクトや長期的なビジョンの検討などを行ってきた。
- この間、協議会参画企業によりCCUS事業、水素・アンモニア事業等の先進的な取組が進められてきた一方、今後の商用化に向けては、コストや新規需要の創出等の課題がある。
- 本業務は、こうした課題やこれまでの協議会での検討状況を踏まえた上で、本県におけるカーボンニュートラル（CN）関連プロジェクトをさらに推進することを目的として実施する。

## 3 委託内容

### （1）協議会及び個別プロジェクトの企画・運営

#### ア 協議会の企画・運営

以下により協議会の企画及び運営を行う（年1回程度を想定）。

- ・ 協議会構成機関との協議・調整
- ・ 協議会の日程調整及び開催日時の決定
- ・ 会場の確保
- ・ 協議会一部参加者への謝金・旅費の支払い（税務処理を含む）  
※ 協議会一部参加者への支払対象者は3名程度を想定しているが、協議会一部参加者への謝金・旅費に係る金額の増減に伴う委託料の増減は行わない。
- ・ 協議会に必要な資料の作成・説明
- ・ 協議会の議事録の作成
- ・ 原則隔週以上の頻度による事務局打合せ
- ・ 協議会参画企業に対する必要な調査支援、各種調整

#### イ 個別プロジェクトの企画・運営

協議会参画企業間の連携や協業の機会を一層創出するとともに、さらに

動きを加速化させるため、協議会の中に、新たに以下のテーマに特化したプロジェクトを立ち上げ、集中的な取組を推進する。

#### 【テーマ】

上越地域等におけるCN関連事業の推進

上記テーマにおける課題や推進の方向性に加え、参加企業の構成案など、プロジェクトを進めるための具体的なスキームについて提案すること。

### (2) 水素等次世代エネルギーの需要創出に向けた調査・検討

県内における水素等の供給見通しを踏まえ、県内企業の水素等需要を把握するとともに、需要創出に向けた構想や想定される施策について検討を行う。

#### 【調査・検討事項】

- ①国内外における水素等利活用の動向・見通し
- ②県内企業の水素等利活用の需要・見通し
- ③県内企業の水素等利活用の需要創出に向けた課題と施策

調査範囲・方法等については、水素等の需要創出に向けた構想や想定される施策の検討に当たって効果的なものとなるよう提案すること。

### (3) 新潟県のCN関連プロジェクトに関する情報発信

本県では、協議会参画企業により様々な先進的取組が展開されている。こうした先進的な取組を首都圏企業に発信し、新たなビジネス展開につながるため、以下によりセミナー・シンポジウムを企画・開催する。

#### 【セミナー・シンポジウムの企画・開催】

- ・回数：1回
- ・会場：首都圏のホール等
- ・対象：首都圏等の企業（経団連・商工会議所関係者等を想定）
- ・人数：会場参加500人程度、オンライン参加200人程度を想定
- ・内容：協議会参画企業の取組紹介等に加え、主催者と参加者との意見交換、交流の場等を設けること。

#### (4) 独自提案

本仕様に定めのない事項であっても、本業務の目的や趣旨を踏まえ、より効果的と考えられる提案は、積極的に行うこと。

#### (5) その他

事業実施に当たっては、新潟県と協議の上、具体的な事業内容等を決定し、事業の進捗状況については随時報告すること。必要に応じてWEB会議等も活用することとし、そのために必要な経費があれば計上すること。

### 4 成果物

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1) 新潟カーボンニュートラル拠点開発等に係る報告書   | 計3部 |
| ・新潟県情報公開条例における非公開情報を削除した公開可能版 | 2部  |
| ・企業名や事業内容などの非公開情報を含む非公開版      | 1部  |
| (2) 新潟カーボンニュートラル拠点開発等に係る報告書概要 | 3部  |
| (3) その他参考資料（バックデータ等を含む）       | 3部  |
| (4) 上記（1）から（3）までの各種電子データ      |     |

### 5 留意事項

- 企画提案書の内容を踏まえて業務を実施すること。
- 法規制等の見直し状況を注視し、成果物に反映させること。
- 調査結果に掲載する各種の試算については、今後の改定等を見据え、結果のみならずその前提条件、試算方法等も提出すること。
- 県は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地に調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

### 6 事業の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

### 7 守秘義務

受託者は、県が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者にもらし、又は他の目的に使用してはならない。

### 8 著作権

業務の過程で受託者が創出した 成果物、その他これに類するものの著作権は、受託者に帰属する。県は成果物、その他これに類するものの一部または

全部について、自らのために使用する目的で、受託者の承諾 および 対価の支払いを要することなく、下記の一に該当する場合を除き、自己の責任において自由に複製、加工、翻案、頒布することができる。

- (1) 両者が合意した場合を除き、販売する目的で成果物等を複製し、書籍や雑誌の形態で発行する利用および電子的形態でWEB等により公開する利用
- (2) 両者が合意した場合を除き、明示的であると黙示的であるにかかわらず、受託者の名を付して行う対外的利用

## 9 その他

本仕様に定めない事項については、県と受託者が協議した上で決定する。